



2026年8月20日

各 位

会社名 株式会社エルテス
 代表者名 代表取締役社長 菅原 貴弘
 (コード番号:3967 東証グロース)
 問合せ先 取締役 経営戦略本部長 伊藤 豊
 (TEL. 03-6550-9280)

第7回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年8月21日に発行した第7回新株予約権につきまして、取得日時時点で残存する全5,000個を無償で取得し、取得後直ちに消却することを決議しましたので、お知らせいたします。

1. 取得及び消却の対象となる新株予約権の内容

(1) 取得する新株予約権の名称	株式会社エルテス第7回新株予約権
(2) 発行した新株予約権の数	5,000個
(3) 割当先	発行時の当社取締役4名
(4) 行使価額	1,202円
(5) 行使期間	2020年8月21日から2030年8月20日まで
(6) 取得する新株予約権の数	5,000個
(7) 取得価額	無償取得
(8) 取得日	2026年8月20日

2. 取得及び消却を行う理由

当社は、2026年6月25日付『構造改革(カーブアウト)による財務体質の抜本的改善及び新たな資本政策』に記載のとおり、今後3年間の希薄化防止によりEPSの継続的成長にコミットする方針を掲げており、既存の潜在株式の一部についても縮減を検討してまいりました。

第7回新株予約権は当時の当社取締役に対するインセンティブ付与を目的として発行したのですが、権利者4名のうち3名が既に当社取締役を退任しており、当社の今後の企業価値向上における期待効果が限定的であることから、この度無償での取得及び消却を決定いたしました。

なお、今回の取得及び消却の対象となる潜在株式の総数は50万株であり、現在の当社の発行済株式総数の8.0%に相当します。2026年8月7日付で失効した第8回新株予約権と合算した潜在株式の縮減については、本日開示の「資本政策の進捗報告～発行済株式の14%の潜在株式を縮減し、将来EPS向上へ～」をご参照ください。

3. 今後の見通し

第7回新株予約権の取得及び消却に伴い、2027年2月期第2四半期において、自己新株予約権消却益12百万円を特別利益として計上する見込みです。当期の連結業績予想への影響はその他の要因も含めて精査中であり、今後修正の必要性が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

以 上